

1 議事日程（2日目）

〔平成26年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成26年9月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の廃止について
日程第2 議案第37号 市道路線の認定について
日程第3 議案第38号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第39号 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書
日程第13 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願
日程第14 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
日程第15 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 不老光幸 | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂 | 議員 | 12番 | 門田直樹 | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝 | 議員 | 14番 | 大田勝義 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 橋本健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	濱本泰裕
市民福祉部長	中島俊二	建設経済部長	辻友治
上下水道部長	松本芳生	教育部長	堀田徹
会計管理者	今泉憲治	総務課長	友田浩
経営企画課長	山浦剛志	地域づくり課長	藤田彰
市民課長	田村幸光	都市計画課長	今村巧児
社会教育課長	井上均	上下水道課長	石田宏二
監査委員事務局長	渡辺美知子	保育児童課 保育児童係長	中島康秀

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	篠原司	議事課長	櫻井三郎
書記	松尾克己	書記	山浦百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第37号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号及び議案第37号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第38号から議案第40号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第41号及び議案第42号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番(渡邊美穂議員) 議案第43号について質問いたします。

ベビーシッターに預けていた子どもが殺されるなどの事件が起きています。市ではこの条例を定めるに当たりまして、この中にあります小規模保育事業や居宅訪問型保育事業の運営に関して今後一定の責任を持つようになるわけなんです。現在までにこういった業者等に向けての説明会を実施されたのかということが1点と、もう一つは今後ですね、個人を含め法人においてこういった事業を始めるお考えを持っていらっしゃる方がおられるのかどうか、もし市で把握されているようであれば現状を教えてください。

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 1点目の説明会の実施につきましてご回答申し上げます。

本議会におきまして本条例を提案しておりますので、本条例が、通りました後に各事業所といますか、届け出保育所等の説明会を実施したいというふうに考えております。

それと、2点目でございますけれども、本年7月に実施いたしました市内届け出保育施設9カ所に対する子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査を行いました。その回答の中では、小規模保育事業A型、B型、C型及び居宅訪問型事業に移行する意向はあっておりません。なお、新規事業所につきましても、今のところ相談等はあっておりません。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) よろしいですか。

次に、議案第44号について通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番(渡邊美穂議員) この議案第44号についても議案第43号と同じ質問なのですが、この中に議案第44号の中にあります認定こども園についてなのですが、現在ある保育所や幼稚園などを経営されている方々を初めとしてこの事業を始めたいというお考えの方がいらっしゃるのかどうか、把握しておられますでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) お答え申し上げます。

先ほども言いましたけれども、本年6月にですね、実施いたしました市内幼稚園に対する子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査を行いまして、市内の幼稚園さんではこの

認定こども園に移行する意向はございませんでした。また、7月に実施いたしました市内認可保育所及び届け出保育施設に対しまして同意向調査を行いましたけれども、認可保育園のうち1園、届け出保育施設のうち1園が認定こども園の移行を検討中との回答をいただきました。しかしながら、8月末、先月末に市内の保育所園長会を開催いたしまして、その折に再確認いたしましたけれども、保育所につきましては平成27年度当初の移行はないという回答をいただきました。また、届け出保育施設の1園につきましては、意向調査後、認可に向けての相談等の具体的なお話は承っておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第41号から議案第44号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第10、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第46号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第12、請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」について趣旨を説明いたします。

紹介議員は、私、門田でございます。

趣旨につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきますと思います。

1、要旨。体育複合施設建設につきましては、多くの市民が反対しておりますことをご理解賜り、建設予算の執行保留と延期をしていただきますようお願いいたします。

2、理由。本年3月市議会において、体育複合施設建設予算が成立いたしました。しかしながら、昨年12月議会提出の体育館建設反対陳情に添付の署名6,478名からも市民の多数がこの時期の建設を望んでいないことは明らかです。

さらに、当初22億円の建設予算が短期間にして27億5,000万円に増額しており、なお今後は人件費、資材の高騰によりさらなる増加が見込まれ、また維持管理費も明確に示されていないことから、適正な予算執行が行われるかを強く危惧いたします。

建設費用は市民の税金です。人口7万人余りの小規模な市に4カ所目の体育館という不要不急と思える事業に関して、予算の根幹、すなわち建設費用が大幅に変更になった以上は一旦予算の執行を保留し、建設着工を延期して、今後の建設経費予算の推移及び建設業界の請負状況を見きわめた上で、施設規模、建設時期などを再度ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

○議長（橋本 健議員） 日程第13、請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番芦刈茂議員。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） 「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」でございます。

紹介議員は、そこにあります3名でございます。

1、趣旨。地方公共団体の運営は、同じ住民に選挙によって選ばれた長（執行機関）と議員によって構成される議会（議決機関）との二元代表制によって行われる。太宰府市においても例外ではない。市民に選ばれた市長と議員は、市政運営の政策決定、予算の執行に関して市民

の声（意思、要望など）を反映する責務がある。市政運営を実施するに当たって、その政策を行おうとする理由、目的、計画内容、予算について、市民に対して理解と賛同を得る説明責任がある。

2、理由。総合体育館の建設は、議会の議決を経て執行されるべき太宰府市の政策である。建設予算が市の年間予算の10%を超える大きな事業である。総合体育館建設は太宰府市にとって、その政策内容、予算執行において市民生活、地域づくりに大きい影響を及ぼす重要案件である。

太宰府市が抱えるさまざまな課題の中で何を解決するためのものなのか、その課題解決になぜ総合体育館建設が有効かつどのように貢献するのか、また建設予算のみならず維持運営に要する費用など、執行機関と議決機関とのやりとり（議案上程、議案質疑、質問、討論などの本会議、委員会での調査研究、審議、採決）を経て総合体育館建設に至った、その経過と理由、根拠を市民に対して説明する責務が執行機関、議決機関双方にある。

平成26年8月6日に行われた総合体育館建設の入札が予定価格を上回り中止となった。実施設計か予算の見直しを検討しなければならない事態となっている。総合体育館建設に関して、再入札公告実施前までにより多くの市民に対して議会としての説明会の開催を要求する。

以上でございます。

若干の補足説明をしますと、同じグループから市長に対する説明会の要望を出している聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

ちょっと待ってください、芦刈議員。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 説明者の中で要望的な部分はわかりますが、4行目に市民に選ばれた市長と議員はというところで、その次の段の反映する責務があるというふうに記載されております。それから、一番最後の行に理解と賛同を得る説明責任があるというふうに記載をされております。議会は議会基本条例の中で市民に対して議会で決まったことを説明するようというところで第1回を今準備をされておりますから、議会側はそれの条例の根拠の中で説明を市民にしていこうというのはわかりますが、執行部側に説明責任、説明責務があるというふうに記載されておりますが、それは条例なり自治法でいくとどの部分で責務があるというふうに説明者は考えておられるのか、ちょっとお伺いします。

○4番（芦刈 茂議員） それは市長が考えられる問題だと思います。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 市長が判断されるというんじゃなくて、芦刈議員さんが紹介議員とし

て責務があるという、この請願書を出されておられますので、その請願の中身についての責任があらうかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○4番（芦刈 茂議員） 自治基本条例がまだできておりませんので、議会に関しては議会基本条例第2条の第4項に説明責任ということが書いてありますけれども、残念ながら自治基本条例がまだ成立しておりませんので、その項目はありませんが、私はそういう責任はあるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 議会基本条例はもう冒頭申しましたようにそれはそれでできていますからですね。議会側としてはその責務があるというふうには理解していますが、執行する側の市長にはまだ基本条例ができていませんので、現状ではしたほうがよりいいというならわかります。議会で承認されたけれども、できるだけ市民に極力説明したほうがいいという要望的な気持ちならわかりますが、責務となるとちょっとどうかなというふうに思うからお伺いしているんですが、責務があるというふうに明言されると責務はないんじゃないかと。私たちは市民の代表として可決をしておりますから、基本的にはそれプラスサービスの部分として市民に説明するという意味ではわかりますけれども、責務があるというふうにはならないのではないかとこのように思いますが、いかがでしょう。

○4番（芦刈 茂議員） 先ほども言いましたように文章化されたものはありませんが、それはそういう責任は私はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 質疑3回までですので、よろしゅうございましょうか。

ほかに質疑はありますか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 芦刈議員にお尋ねします。

この請願の内容が云々ということとは別にですね、この趣旨と説明というのはちょっと内容的に逆じゃないですか。趣旨の中身がこうしてほしいということが書いてありませんで、理由の中にその議会としての説明会を要求するとありますが、通常であれば趣旨の中にその目的と要求する内容が書かれてあるはずなんです、それがなくて、理由の中にその説明会を要求すると書いてありますが、ちょっとこの理由と趣旨というのが、この案文を読む限りにおいてどうしても納得がいかないわけですが、その点はいかがでございましょうか。

○4番（芦刈 茂議員） 確かに文章表現として趣旨のところに説明会を開催を要求するというのが来て、理由のところに来るのがご指摘のとおり、そういう流れだったと思いますが、一つの流れとしてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） できるなら、今からは遅いかもわかりませんが、この趣旨と理由を逆にして出されたほうが賢明だろうというふうに私は思います。

それともう一点は、最後に議会としての説明会の開催を要求するとありますが、これは特別

委員会もあるし、議員協議会でもあるわけですが、なぜ議会に対してその中でこういう要求が市民から出ているということを皆さんにお諮りをすれば、これわざわざ議会にこの請願書を出すような内容では全くないように私は思うのですね。その中で議会なり議会の中で予算特別委員会なり議員協議会の中で幾らこのことを話をしても話にならないとか、議会が相手にしてくれないとか、そういうことであれば請願するのもわかるかなと思いますが、今までそういう発言は一切ないので、なぜ今までそういうことを、議会の中で発言をなされなかったのでしょうか。これはもう3人の議員さんにお伺いをしたい。

○4番（芦刈 茂議員） 今後の議論、あるいは今までの議論に関する事なんで、それぞれがそれぞれの働きというか、発言をしてきていると思いますので、そもそも議長宛てに請願というのは出されるものだというふうに私認識しておりますので、各委員会とか所管の常任委員会に出されるものではないんじゃないかというふうに理解しておる次第ですが。

○議長（橋本 健議員） もう一回できます。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そうじゃなくて、各委員会じゃなくて、議員協議会もあるわけですから、特別委員会だって全員参加しているわけですから、その中でなぜそういう発言が今までなかったのでしょうか。何でこれを議会に請願として出さないといけないのか。そういう協議する場所があるわけですから、その中で十分議員さんが理解をすれば請願書は必要ないと私は思うのですよ。そういうのをなぜ今までされずに、ただ真っ先にこの請願という形で出されてくるのが、よくわからない。だから、この趣旨、理由の文章もそうですけれども、この請願そのものが、全く請願に当たらないと私はそう理解しておりますので、最初に聞いたことだけもしお答えがあればよろしくお願ひします。

○4番（芦刈 茂議員） そもそも請願というものは議員が出すものではないと、市民が出すものだと思っておりますので、市民が請願を出されて、それに対して趣旨に賛同し、私たちはこういう行いをしている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第14、請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番渡邊美穂議員。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」について趣旨の説明をさせていただきます。

この請願の趣旨は、別紙意見書を国に提出していただきたいという内容になっております。

この請願の理由ですが、大変長い文章になっておりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」について、その理由を説明いたします。

ウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されています。現在、国が行っている医療費助成は抗ウイルス療法で、これはウイルスの減少を目的とした治療です。しかし、実際に肝硬変や肝がんを発症した患者については助成が行われていません。B型、C型肝炎は注射針の使い回しや薬剤による感染が原因で、国に責任があることは国も認めているところです。肝硬変や肝がんを発症された場合、治療費が年間10万円以上が65%、20万円以上が41%、100万円以上の方も約9%いらっしゃいます。また、C型肝炎患者は高齢化が進み、B型肝炎患者は60代以下の働き盛りの世代が多いという特徴があります。つまり、残り時間がない喫緊の課題であると同時に、入退院を繰り返す生活で就職が困難なため、生活が困窮されている方々が多いということです。したがって、早急に医療費助成などを拡大し、患者の皆様の生活を少しでも楽にする必要があります。

2つ目の障害者手帳の認定基準の緩和ですが、平成22年度より肝硬変などの肝疾患にも身体障害者手帳が支給されるようになりました。しかし、認定基準が余りにも厳しく、亡くなる直前にならなければ認定されないという現実があります。事実、太宰府にお住まいだった原告団の患者の方も亡くなる数カ月前にようやく障害者手帳が支給されたそうですが、ほとんど利用できずにお亡くなりになっています。国も国会答弁において、また法律制定時の附帯決議においても重い政治課題として受け取っていくという内容になっています。しかし、政府の動きが遅く、毎日120名以上の方々が亡くなっているという現実から、早急に解決していただきたいという内容の請願です。

なお、6月議会までに全国で400以上の自治体で意見書が採択され、国に提出されています。本議会においてもぜひ前向きにご審議いただき、国への意見書送付について採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める
意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第15、意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） 意見書第2号を提案をいたしますが、毎年毎年この種の議論を提案を
してまいりました。年々国庫負担が減らされているという状況の中で今年度も提供していきたい
というふうに思っております。

意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見
書」。

太宰府市議会規則第13条の1項により上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案理由の説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書」。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育費は極めて
重要です。現在、社会状況などの変化により、学校は一人一人の子どもたちに対するきめ細
かな対応が必要となっています。義務教育法が改正され、小学校1年生では35人以下学級の基
礎定数化が図られたものの、小学校2年生では加配措置にとどまっており、他の学年や中学校
に至っては全く何の措置も講じられていません。日本はOECD諸国と比べて1学級当たりの
児童・生徒数や職員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。文部科学省が実施した今
後の学級編制及び職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望まし
い学級規模として26名から30名を上げています。35人以下を望む保護者の割合は約9割に上
がっています。また、幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による30人から
35人学級が実施されています。このように保護者も自治体もその必要性を認識している少人数
学級は、国の施策として財源保障すべきであります。

また、義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され
ています。その結果、非正規の教職員が増え、アルバイトの講師がクラス担任を任されるな
ど、教育の継続性が担保されず、子どもたちの教育環境条件に格差が生じています。子ども
たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人一人に教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政
府におかれましては下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記。

1つ、義務教育法を改正して、小学校2年生以上の35人以下学級を実施すること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持向上、自治体の負担軽減のため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~